

## 幕末政治と福沢諭吉

奥田晴樹

### はじめに

歴史概念としての「幕末政治」を、「家近良樹は、幕府制と撰録門流制の廃止が維新変革の前提であり、それが幕末政治史最大の研究課題であったとの立場から、天保期や嘉永期ではなく、文久期にその政治的特質が集約された形で一気に顕在化してくるものとしてとらえている(1)」。なるほど、倒幕運動の側から見た場合、運動の目標や主体の形成から本格化するのには文久期以降だと言えよう。しかし、この発想には、越えていかねばならぬ二つの研究上のハードルがあるように思われる。一つは、そもそも何故に幕府制や撰録門流制の廃止が政治的課題となってくるのかを、ヘゲモニーの次元ではなく、政治構造との関わりで考えておく必要である。もう一つは、倒幕運動がヘゲモニー獲得後、自らの政治的・組織的基盤であった藩の廃止へと向かっていくのはどうしてかという問いへの解答の用意である。後者もまた、政治構造との関わりを抜きにして論ずることはできまい。

こう考えてくると、歴史概念としての「幕末政治」を定立するにあたっては、それ固有の政治構造と、内乱にいたる政治的動揺がそれを見舞うわけだから、それが抱える相当に深刻であろうはずの問題とが、いったい何であったかをつきとめておく必要に気づくだろう。

もつとも、幕末政治の構造とその矛盾については、別途に検討したところである(2)。そこでの結論を大雑把に述べれば、こうなる。新たな支出が困難な状態に陥っていた領主財政に、強まる外圧によって海防負担がおおいかぶさってきたとき、「国家」防衛を「四民共

力」によって実現しようとする幕府の新政策が打ち出される。しかし「四民」が構成し、「共力」してその防衛にあたるべきものと、新たに定義された「国家」の意思決定は、あいかわらず「將軍」譜代門閥政治」の閉鎖性を脱し得なかった。にもかかわらず、阿部正弘幕閣によって、新政策は実施に移され、そこから、「共力」を要請された側の動きで、「將軍」譜代門閥政治」の動揺・解体が開始されるとともに、幕府周辺の有識者の間で、「四民共力」実現の政治的方途が制度・政策の両面で探求されはじめる。そうした探究の具体的事例として、神田孝平と加藤弘之の言説についてすでに検討を加えている(3)。

幕末政治の構造とその矛盾をこのようにとらえるとするならば、近世国家の既存の政治構造が右の矛盾を抱え込むにいたった弘化・嘉永期をもって、幕末政治の始期とすべきであろう。と同時に、家近が指摘するように、文久期はその矛盾が政治的対立・抗争として尖鋭化するというだけではなく、神田や加藤の言説が開陳された時期でもあることを考えあわせる必要がある(4)。すなわち、文久期は、幕末政治の政治的のみならず思想的克服が本格的に始動する時期であり、そこをもって幕末政治は第二段階にはいったとみることもできよう。

この幕末政治の第二段階以降、神田や加藤と並行しながらも、彼らとは異なる方向で幕末政治に知的にコミットメントしていった幕府周辺の有識者の一人に、福沢諭吉がいる。ここでは、幕末政治に関わる福沢の言説を検討し、その政治思想的位相を考えてみたい。幕末政治に関わる福沢の言説は、浅井清(5)、田畑忍(6)、尾佐竹猛(7)、丸山真男(8)、遠山茂樹(9)、ひろたまさき(広田昌希)(10)、

富田正文<sup>(11)</sup>らによって、さまざまに論じられてきた。これらは、大きく二つの傾向に分けられる。一つは、後年の『福翁自伝』での回想を軸に、幕末の福沢像を組み立てていく向きである。もう一つは、幕末における福沢の言説の直接的な痕跡である同時代史料をもとに、それを行なっていくとする。尾佐竹、遠山、ひろたらの立場である。もつとも、後者も、幕末政治のメカニズムとの関わりを意識して、その言説を解剖していくという点では、かならずしも十分とは言い難いように見受けられる。ここでは、こうした研究史の状況にも留意して作業をすすめたい。

## 一 回想の幕末自画像

福沢は、『福翁自伝』の中で幕末政治と関わりをもたなかったことをしきりと強調している。例えば、主家の豊前国中津藩奥平家にも建白など一度もしなかった、と述べている<sup>(12)</sup>。

藩の御用で江戸に呼ばれて藩中の子弟を教えるということをしていながらも、藩の政庁に対しては誠に淡泊で、長い歳月の間ただの一度も建白なんということをしたことはない。能く世間にあることで、イヤどうも藩政を改革して洋学を盛んにするが宜いとか、兵制を改革するが宜いとかいうことは書生のよくやることだ、けれども私に限りただの一度も言い出したことがない。

福沢は、元治元（一八六四）年十月、幕府の外国方翻訳局に出仕し、禄高一五〇俵を給されたが、『福翁自伝』では政治に関わらない姿勢に変化はなかったとする<sup>(13)</sup>。

藩に対しての身の成行、心のおきどころは右の通りで、さて江戸に来ていながら幕府に雇われて、後にはいよいよ幕府の家来になつてしまえというので、高百五十俵、正味百俵ばかりの米を貰つて一寸と旗本のような者になつていたことがある。けれどもこれまた、藩に居るときと同様、幕臣になつて功名手柄を

しようというような野心はないから、従つて自分の身分が何であらうとも気に留めたことがない。

とはいえ、まったく政治思想を包懐していなかったわけではない。文久二（一八六二）年、幕府の遣欧使節に加わつた渡欧の船中で、当時のドイツ連邦のような、諸大名による連邦制への改革を説いた、と述べている<sup>(14)</sup>。

それでも私に全く政治思想のないではない。例えば文久二年欧行の船中で、松木弘安と箕作秋坪と私と三人、色々日本の時務論を論じて、そのとき私が「ドウダ逆も幕府の一手持は六かしい、まず諸大名も集めてドイツ連邦のようにはしては如何」と言うに、松木も箕作も「マアそんなことが穏やかだろ」と言う。

ドイツ連邦は、ウィーン体制の発足にともなつて成立したもので、オーストリアを盟主として、三五の君主国と四つの自由都市で構成され、一八四八年の三月革命による一時的な中断を経て、一八六六年の普墺戦争でプロイセンがオーストリアを敗り、翌年プロイセン王を首長とする北ドイツ連邦が成立するまで存続した<sup>(15)</sup>。経済的統合の方はプロイセンの主導で成立した関税同盟の下で、一定の進展をみてはいたものの、政治的統合の方は、オーストリア主導の大ドイツ主義と、プロイセン主導の小ドイツ主義の対立を抱え、順調にはすすまなかつた<sup>(16)</sup>。福沢が引き合いに出した頃はその解体前夜であり、独立性の強い諸邦の、きわめてゆるやかな政治的連合体と、福沢たちの眼に影じたものと思われる。

かかるドイツ連邦を引き合いに出す福沢の大名連邦制論は、久世広周・安藤信正幕閣時代の当時にあつては、特段に先見性をもつものではない。旧一橋派の間にはかねてから、幕府に大名統制を緩和させて諸藩の自立性を高める一方、雄藩を海防の担当にとどまらず、「国家」の意思決定のものにも参加させる、つまり幕府を雄藩連合政権へと実質的にシフトさせていくという幕政改革が構想されてくる。久世・安藤幕閣が「公武合体」を呼号すると、それを逆手にとり、朝命を引き出して、幕閣に改革を受け容れさせようとする

動きが出てくる。福沢たちの船中談議が行なわれた文久二年の一月に坂下門外の変が起ると、この動きは表面化し、七月には薩摩藩主導の文久改革をもたらし、右の構想は部分的ではあるが実現するにいたっている(17)。こうした文脈においてみれば、薩摩藩士の松木(のちの寺島宗則)が福沢の所論に賛同したのも頷ける。これを要するに、福沢の船中所論は、すぐれて時局政治論の域を出るものではない、ということである。

福沢は、この船中所論を除き、幕末政治については沈黙を守った、と『福翁自伝』で述べている(18)。

日本の政治が東西二派に相分かれて、勤王佐幕という二派の名が出来た。出来たところで、サアそこに至って私が如何するかと言うに、

第一、私は幕府の門閥圧制鎖国主義が極々嫌い、これに力を尽くす気はない。

第二、さればとて、かの勤王家という一類を見れば、幕府よりなお一層甚だしい攘夷論で、こんな乱暴者を助ける気は固まらない。

第三、東西二派の理非曲直は姑くさておき、男子がいわゆる宿昔青雲の志を達するは乱世に在り、勤王でも佐幕でも試みに当たって砕けるといふが書生のことであるが、私にはその性質習慣がない。

要するに、身分秩序・専制政治・「鎖国」の維持に腐心する幕府にも、攘夷論の「勤王家」にも反対で、しかも両派の間を機会主義的(オカシキユウジキ)に行動する政治的野心もなかったというのである。

## 二 佐幕貫徹のための藩政改革提議

かように、福沢は、後年の回想では、幕末政治には沈黙し、中津藩にも幕府にも建白を行ない、改革を提議したことなどなかった、と強調している。しかし、事實は、右の回想とはかなり違っている。

福沢は、幕府出仕後の慶応元(一八六五)年十月付で、中津藩に「御時務の儀に付申上候書付」と題する建白を行なっている(19)。

そこでは、まず、安政五(一八五八)年の日米修好通商条約調印以来、人心に動揺が生じ、不平分子がそれに乗じて尊王攘夷論などを唱えて跳梁し、文久三(一八六三)年には大和国五条で天誅組の変、翌元治元(一八六四)年には常陸・下野両国などで武力衝突を繰り返した天狗党の乱、そして長州藩が京都に武力侵攻した禁門の変まで起こすにいたったが、その禍根は身分制に立脚する政治・法秩序を下から揺るがす動きにある、との情勢認識が示される(20)。

去る午年西洋諸国と御条約御取結に相成、新規御改法有之候所、太平打続候余り、人の耳目に馴れざる義に付、御改法の御趣意は篤と承知も不仕、一時人氣動揺いたし候所、諸藩士並に浪人の輩、平生其身に不足有之候者共、人氣の騷立候を好き折いたし、妄に鎖国攘夷杯申義を唱へ、諸大名え説込、又は京都え立入、議論の不及所は力業にて公然と人を殺害致す等、其勢追々増長致候に付、一には其勢に劫れ、一には其説に迷ひ候て、京都始諸侯にも右浪人共の申分に致一味候者も有之哉にて、既に一昨年大和一揆、尚又、野州騒動、長州暴発等、不容易儀指起り、何れも表向は尊王攘夷杯唱候得共、内心は不測の禍心を抱き候義、誠に以て恐多義に御座候。畢竟は京都雲上の人々並に諸大名の、下情に通ぜず、軽々敷下人の申上を取用ひ、愚弄被致候より指起候義にて、時運とは乍申、下より上を凌ぎ、御国法を不奉恐悪弊に御座候。

右の情勢認識をふまえ、三ヶ条の建策を行なう。第一条では、情勢の展開に伴い、諸藩が関東・京都・独立などの各派に分かれ、藩内でも不心得な議論が生じたとしても、譜代藩である奥平家は、あくまで佐幕の立場に徹すべきだ、と説く(21)。

諸家迎大概平日より一定の国是相立候向は無御座、万一危急の時臨候は、唯家来共の議論にて、或は関東と云ひ、或は京都と云ひ、或は独立と云ふ杯、口論同様の評議にて、評議最中

にも不測の難題指起可申、実に気の毒の事共に御座候。就ては、御家の義は旧来格別御恩顧の御家柄、万々一右様の御場合に至り候とも、御疑惑可被為有義万々無之は、固より申にも不及義に御座候得共、前条にも申上候通り、当時勢、下より上を凌ぎ、御国法を不奉恐一般の風俗と相成義に付、多き御家来の内には、心得違の者可有之難計、夫が為め御政□の御趣意も世間に貫通不致、唯下々の騒立候所より、意外の御風聞も被為受、御家の御瑕瑾とも可相成義出来可申哉と深く奉恐入候御義に御座候間、兼てより、御家の義は、如何様危急の御場合に被為臨候とも、公儀え御忠節の外御他事無之と申御趣意、断然と被為立、平生些細の事迄も御実直第一に被遊、人心の向ふ所を御定被成度義に御座候。

幕末政治の禍根を身分秩序の動揺に求める認識に立つ以上、徳川譜代の自藩に佐幕の立場の確立を説くのは理の当然である。けだし、それが身分秩序を建て直す第一歩である。

この佐幕の立場で時局を乗り切っていくには実力が必要である。そこで第二条では、武備の強化、その洋式化を説く<sup>(22)</sup>。

治にも乱にも、忘るべからざるは武備にて、武備不整候得ば、仮令国論走り人心の向ふ所不動候とも、事に臨、其議論を押し立て候力無之、後れを取候様可相成奉存候。(中略) 扱今日の武備に至候ては、時勢の変遷も有之、西洋流の外、実用相成候法無御座、(中略)。右の次第に付、御家においても、此度は弥以、御武備不残西洋流に御変革相成、人々の心得方区々不相成様、一方に御治定被遊、士分の面々へは専ら西洋の文学御引立、御一国の御武備御整相成候様仕度奉存候。

武備洋式化には莫大な費用を要する。第三条では、その財源を「交易商売の利」に求め、そのため蒸気船の購入を提案する<sup>(23)</sup>。

御武備御変改に付ては、一時御入費も莫大の義に付、御勝手方の義御心配無之ては不相叶候得共、此迄の御暮向何程御取詰相成候とも際限有之義にて、迎も御存分の儀出来申間敷候間、矢

張、公迎の御趣意に基き、交易商売の利を以て御武備の御用途に仕度、就ては先づ不取敢蒸気船隻艘御買上げ被成度、唯今蒸気船御買上相成候得ば、年々余程の御利潤に相成、御武備の御用は大概相済可申奉存候。

武備の洋式化を必要とする認識では共通しながら、神田や加藤と福沢では、その政治的な位置づけを異にする。神田や加藤は、外圧から「国家」を守るため、「四民共力」の実現、民心収攬を第一義的な政治課題とし、その立場から武備洋式化の財源確保策を組み立て、神田は商業立国への税制改革、加藤は立憲政体導入への政体改革を説く。一方、福沢は、武備洋式化によつて、「四民」を嚴重に区別する身分秩序の再建を力ではかろうとする立場だから、当然、その財源確保も民心収攬の方向をとらず、藩営商業・貿易という重商主義的政策になる。

これを要するに、右の建白の趣旨は、身分秩序再建＝佐幕貫徹のための、武備洋式化と藩営貿易・商業を軸とした藩政改革の提議である。ここでのパラダイムは、幕政の次元ではより大仕掛けな改革の提議となつて展開していく。

### 三 長州藩打倒のための幕政改革提議

福沢は、慶応二(一八六〇)年六月十四日の彦根・高田両藩兵敗走以降、八月二日の征長停止の沙汰書布達まで<sup>(24)</sup>の間の、おそらく早い時点で幕府に建白し、幕軍が苦戦する長州再征を勝利に導き、長州藩を打倒するための措置、それも幕政改革と言うべきものを提議する<sup>(25)</sup>。

まず、尊王攘夷論を不平分子による「虚誕の妄説」だと断じ、その元兇たる長州藩の征討は「千古の一快事」と、長州再征を評価する<sup>(26)</sup>。

先年外国と御条約御取結に相成候以来、世間にて尊王攘夷杯虚誕の妄説を申唱候。之が為め、御国内多少の混雑を生じ、廟堂

の御心配不少義に候得共、畢竟、其説の趣意は、天子を尊候にても無之、外国人を打払候にても無之、唯活計なき浮浪の輩、衣食を求候と、又一には野心を抱候諸大名、上の御手を離れ度と申姦計の口実にいたし候迄の義にて、其証跡顯然に付、別段弁明仕候にも不及候義に奉存候。然る処、諸侯の内、第一着に事を始め、反賊の名を取候者は長州にて、弥以此度御征罰相成候義は、千古の一快事、此御一挙を以て乍恐、御家の御中興も日を期し可相待義、誠に以難有仕合に奉存候。(中略)何卒此後は御英断の上にも御英断被為遊、唯一挙動にて御征服相成、其御威勢の余を以て、他諸大名をも一時に御制圧被遊、京師をも御取鎮に相成、外国交際の事杯に就ては、全日本国中の者、片言も口出し不致様仕度義に奉存候。

政治的混乱を惹起した不平分子は、衣食を求める貧窮した「浮浪の輩」と、幕府の大名統制から自立をはかる諸大名だとし、また長州打倒の余勢で諸大名と朝廷を抑え込み、外交などに「全日本国中」の誰にも口出しできないようにせよという。これは、かつて大名連邦制を説いた人物の所論とは思えないほど、徹底した反幕諸勢力の武力圧服、幕府権力再建論である。

以下、二ヶ条を建て、軍事・外交・財政の各局面での具体的な措置を提案している。

第一条は、「長賊外交の路を絶其罪状を万国へ鳴候事」と題し、長州藩が外国と接近して武器などを調達している現状をふまえ、軍事・外交上の措置が四項目にわたって提案されている。

まず、現状認識(27)。

長賊の本意は、前段にも申上候通り、最初より尊王攘夷杯申唱候得共、全く口実迄の義にて、一昨年下の関一敗以後も頻りに外国人に近き、遊説の書生をも海外へ指遣し、下の関其外に於ても、外国の姦商呼集密に貿易いたし、武器等も多分買込候由、(中略)此節長州も必死を極め候義に付、益々悪策を運らし候は必然の義、或は武器を買入れ、或は金を借用いたし、甚しき

は外国浮浪の徒を頼み、外国船をも雇入れ、支那長賊の轍に効ひ、如何様の事件を生じ候哉も難計、此義最も可恐義に奉存候。元治元(一八六四)年八月の下関戦争で英仏米蘭四ヶ国艦隊に敗れた後、長州藩がしきりと対外接近策をとり、留学生の派遣、長崎のグラバー商会からの武器の購入などをすすめている事実をふまえ、今後、外国からの武器購入はもとより、借金や傭兵・傭船へとすすみ、太平天国の乱と同様の事態に陥ることへの危惧を表明している。

そこで、当面まず、長州藩を海上封鎖して、外国船との接近を阻止する軍事的措置を提案する(28)。

此度長防近海へ御軍艦数艘被指遣、二州海岸へ近寄候外国船は御指留、若又賊より小舟杯にて外国船へ近寄候義も有之候は、直に御召捕に相成候位に、嚴重に御取締相立候様仕度、

福沢にしてはめずらしい軍事論だが、彼が最も危惧しているのは、長州藩が独自に外交を展開し、諸外国の政治的支持をとりつけることだった(29)。

旁以此度長州にて外交いたし候様相成候ては、不容易御後患を醸し可申、格別に御用心被遊候様仕度義に奉存候。

長州藩側では、その留学生たちが海外で自藩の立場を正当化し、幕府を誹謗するのは必然だとする(30)。

長州よりも遊説の書生をも海外へ指遣候義に付、此者どもは自国の為筋のみを謀り、牽強付会の説を主張し、百万弁論して御国政府の御処置を誹謗仕候は必然の義、

しかも、重視すべきは「大名同盟」論で、イギリス公使のハリーパーもこれに「心酔」していると伝えられていることを指摘する(31)。

殊に近來は新聞紙杯に大名同盟等申説を唱候徒党有之、右は此迄政府の御処置を満足に不心得、由て唯今の御条約を廢し、諸大名を同盟為致、日耳曼列国の振合にて新に同盟の諸侯と条約可取結と申趣意にて、英公使バルクス杯も内実は其説に心酔い

たし居候哉の趣、

この「大名同盟」論は、イギリスの駐日公使館の通訳官アーネス・サトーが執筆し、慶応二年一月三〇日に横浜の英字紙『ジャパ・タイムズ』に発表したもので<sup>(32)</sup>、これが「英国策論」と題して翻訳され公刊された。サトーは、後年、この間の事情を次のように回想している<sup>(33)</sup>。

私はある機会から、「ジャパン・タイムズ」のチャールズ・リックカービーと一緒に数日間の旅行をやったが、そんなことからリックカービーと懇意になり、私のつたない原稿を彼の新聞へ寄せることを許された。その最初の寄稿は、日本国内の旅行記だったが、やがてある事件が起こるや、私は政治問題について執筆する気になった。(中略)薩摩の貿易船が一隻この横浜の湾内へ入ってきたが、日本側の当局は、外国人の社会とこの船の人々との交際を防ぐために、神奈川寄りのはるか遠くに碇泊するよに命じた。私はこの問題を採りあげ、大君と締結した条約が不満足なものであることを述べた。その条約は、外国人との貿易を大君の直轄地の住民にだけ局限して、この国の大部分の人々を外国人との交渉から断ち切るものであった。そこで私は、条約の改正と日本政府の組織の改造とを求めたのである。私の提案なるものは、大君を本来の地位に引き下げて、これを大領主の一人となし、天皇を元首とする諸大名の連合体が大君に代わって支配的な勢力となるべきである、というのであった。それ以来私は、現在の条約の改良と修正について、いろいろの提言をするようになった。阿波侯(訳注 蜂須賀斉裕)の家臣である沼田寅三郎という、いくらか英語を知っている私の教師に手伝ってもらって、これらを日本語に翻訳し、パンフレットの形で沼田の藩主の精読に供したところ、それが写本されて方々へ広まった。その翌年、私が旅行の際に会った諸大名の家臣たちは、この写本を介して私のことを知っており、好意をよせてくれた。しまいには、その日本文が英人サトーの「英国策論」、

すなわちイギリスの政策という表題で印刷され、大坂や京都のすべての書店で発売されるようになった。これは、勤王、佐幕の両党から、イギリス公使館の意見を代表するものと思われた。そんなことは、もちろん私の関知するところではなかった。私の知ったかぎりでは、このことが、長官の耳に入ったことはなかったようだが、その後一八六八年(訳注 明治元年)の初めに樹立された新政府とイギリス公使館との関係に、その影響が無いでもなかったことは十分に想像されよう。同時に、大君の政府が存続している間は、政府がそのために多かれ少なかれ「疑惑」の目をもって私たちを見ていたことは、疑いもない事実である。

サトーは、「英国策論」についてパークスが知らなかったとしているが、福沢たちには「心酔」していると伝えられており、幕府側が「疑惑」の眼差しをもってイギリス側を見ていたことは、福沢の言説をみても明らかである。

それにしても、同じくドイツ連邦を引き合いに出しながら、四年前には大名連邦制への改革を説いた福沢が、今度はサトーの「大名同盟」論を最危険視し、頭から否定し去ったのである。福沢のこの変化は、幕臣の立場もあろうが、情勢との関係によるものであろう。長州藩や薩摩藩の留学生などがこの「大名同盟」論を海外で宣伝し、ヨーロッパ諸国の政府がそれに影響を受けて対日政策を見直すような事態になれば、諸大名の間の反動的な動きに力を与え、幕長戦争が全国的な内乱へと展開しかねない、と福沢は恐れるのである<sup>(34)</sup>。

薩州其外諸家よりも、御遊学生多人数海外へ罷越居候其者共、何れも大名同盟の説に可有之に付、長州の者どもも、彼国におるて自ら依頼いたし候処も有之、右書生輩と申談じ、多方に遊説いたし、又は新聞紙等へ専ら同盟の説を弁論仕候はゞ、一時欧羅巴の人心を傾け、各政府の評議も之が為め変動いたし間敷とも難申、万々一右様の義御座候ては、御家の御浮沈は申迄も無之、全日本国内争乱の基を開き、四分五裂、再び挽回すべか

らざるの形勢と相成、其禍災の大なるは、此度長州一国の叛逆  
擧と同日の論に有之間敷奉存候間、速に御預防の御処置無之て  
は相成申間敷、

そこで、条約を締結している各国に弁理公使を派遣し、幕府に対  
する各国の信認をとりつけるとともに、新聞などを用いて「大名同  
盟」論を論破する宣伝を行なうことを提案する(35)。

今般、各国都府へ弁理公使御指遣相成候様仕度、一体弁理公使  
の義は、条約済各国の間、互に名召、指遣し、交際の事務取  
扱候一般の振合にて、御国にても御条約御取結後直に可被指遣  
筈の処、今日迄御延引相成、就ては御国の情実各国政府へ相違  
候にも、唯在留のミニストルのみの手を経候義に付、自ら行違  
の出来候も難計、且各国と同等の御交際におゐて、御不体裁に  
も有之、右の次第にて、自然各国人心、御国を以て自国同等の  
政府の様不心得、或は新に条約を可取結擧の説も起候義に付、  
今度英仏亞魯等へ在留の公使御指遣、御交際の事務、直に彼国  
政府へ談判いたし候様相成り候は、万事御懸合向行届候は勿  
論、各国同等の御体裁相備り、自ら諸外国人心の向ふ所も定り、  
遊説書生擧の浮説に疑惑不致様可相成奉存候。

弁理公使の派遣は、条約締結後直ちに実行されるはずのものが今  
日まで延引され、そのため、諸外国との交渉は駐日各国公使を介し  
て行なうほかなく、また各国政府も幕府を日本政府として信認せず、  
新条約締結論やら留学生の「大名同盟」論宣伝への危惧やらが生じ  
ることになる、と福沢は説いている。そして、弁理公使に新聞を用  
いた宣伝を行なうよう指示することも、あわせて提案する(36)。

前段諸家より遊説の者共、新聞紙に力を用ひしは必然の義に付、  
弁理公使御指遣の節は、新聞紙布告の義別段被仰渡、彼地に於  
て専ら政府の御趣意を弁明布告いたし、大名同盟の説を論破候  
は勿論、此度長賊の罪状擧も、事を替へ品を改め、新旧の罪惡、  
些細の事までも条擧件説、日々出版いたし、遂に世界中の人を  
して周く長州の罪を悪ましめ、長に近く者は世界中の榮譽面目

を知らざる者と申唱候様仕度、

新聞での宣伝では、「大名同盟」論の論破にとどまらず、長州藩の  
罪状告発を繰り返し行なうことを説く。すでに幕府は、「長州の罪を  
鳴らし海外へ御布告被成候義は、今般十四ヶ条の罪状、各国ミニ  
トルえ御達しにも相成候」(37)と、福沢も建白の中で確認してい  
るが、彼は幕府による罪状告発に不満をもっていたようである。『福翁  
自伝』の中で、こう述べている(38)。

長州征伐のとき外国人はなか／＼注意して、あるとき英人  
であつたか米人であつたか幕府に書翰を出し、長州の大名にド  
ウいう罪があつて征伐するのだろうか、ソレを承りたいと言つ  
て来た。そうすると、その時の閣老役人たちがいろいろ評議を  
したと見え、長々と返辞を遣つたその返辞の中に、開鎖論とい  
うことを頓と言わない。当りまえならば、国を開いた今日、長  
州の大名は政府の命令を奉ぜず、外国人を敵視するとか、下ノ  
関で外国の船艦に発砲したからとか言いそうなものであるに、  
ソナナことは一言半句も言わないで、イヤどうも京都に暴れ込  
んだとか、或いは勅命に戻り台命に背き、その罪南山の竹を尽  
くすも数えがたしというやうな、漢学者流の文句をゴテ／＼書  
いてやった。私はその返辞を見て、コリヤどうも仕様がな、  
表面には開国を装うて居るも、幕府は真実、自分も攘夷が為た  
くて堪らないのだ、逆もモウ手の着けようのない政府だと、実  
に愛想が尽きて同情を表する気がない。

「愛想が尽き」たかどうかはともかく、長州藩の攘夷行動を条約  
順守の立場から罪状として告発しないことを、福沢が問題視してい  
たのはまちがいないようである。この辺を弁理公使に新聞で宣伝さ  
せようというのだろう。

弁理公使の派遣、海外での新聞を用いた宣伝といった措置が直ち  
に決定できるものでなからうことは福沢も承知しており、そこでと  
りあえず、横浜に人をやつて新聞で同様の宣伝を行なうこと、近々  
オランダとロシアに留学する幕臣にも同じ宣伝の任務を与えること

を、緊急の措置として提案する(39)。

右弁理公使御指遣相成候とも、三、五日の間に御評議決にも相成間敷に付、不取敢横浜表にも内々御人被指遣、前段の御趣意にて頗に長州の罪を鳴らし、政府の御趣意を主張いたし、同所新聞紙を以て布告仕候様取計、尚又、当時荷蘭国魯西亜えも伝習罷越居候面々へも、時々御用状被指遣、新聞相添へ、彼地おゐても布告の義、被仰遣候様仕度奉存候。

弁理公使の派遣は、幕府の外交体制を大きく改変する措置だが、第二条は「内乱御鎮圧に付外国の力を御用相成度事」と題され、対外関係とも関わる軍事と財政の両面にわたる重大な改革的措置が提案されている。

軍事面では、苦戦する幕府軍を助けるため、外国兵の導入を提案する(40)。

此度長州征罰に付ては、彼方おゐても一ヶ年の間窶に武備相整、軍器軍法とも不残西洋流にいたし、且国民必死を以て官軍へ御敵対いたし候義に付、中々小敵には無御座、既に井伊榊原敗走の実験も有之、諸大名和流の兵幾万人有之候とも有名無実、迎も御用には不相成候事に御座候。(中略)右の次第に付、格別の御英断を以て、外国の兵御頼相成、防長二州を一揉に御取潰し相成候様仕度、

長州藩は、緒方洪庵の適塾で福沢と同門だった村田蔵六(のちの大村益次郎)の指導で、武備の洋式化と民衆諸隊の編成をすすめていた(41)。慶応二年六月七日に幕長両軍の戦闘が始まるが、十四日には幕府開創期に四天王と称され徳川軍の再精銳を誇った彦根藩井伊家と高田藩榊原家の兵が早くも敗れてしまう。福沢は、幕府軍にとつてきわめて厳しい戦況をふまえ、直ちに役立つ措置として外国兵の借用を提案したのである。文久三(一八六三)年五月一八日に、幕府は英仏兩國守備兵の横浜駐屯を許可しており(42)、これと外国艦船搭乗の兵士が、福沢が借用の主な対象として想定した外国兵と考えられ、長引けばこれに駐清部隊の一部などを加えることもでき

よう。

しかし、これには、当然、人心への影響と莫大な費用が懸念される(43)。

尤外国の兵を御借被成候は人心に指響き、且は御入費も莫大との御掛念も可被為有候

まず、人心への影響の懸念だが、戦争という事態の下では兵力による国内の制圧が最優先課題であり、「名義」などは兵力でどうにもなると断じ、懸念無用と斥ける(44)。

現今御国内の戦争に及候義、此より外の御掛念は有之間敷、則人心不居合の極度に御座候間、最早此上は、世間の雑説に御動揺不被遊、唯兵力を以て御国内を御制圧被遊候様仕度、総て名義と申は兵力に由り如何様にも相成候事にて、光秀が信長を弑候得ば直ちに光秀へ將軍宣下、又秀吉が首尾能く光秀を誅し候得ば則豊臣家の天下と相成、天子も之を称し世間にても之を怪候者無之、何れも皆兵力の然らしむ所にて、既に此度長賊の官軍え奉対苦戦仕候も、万一勝利を取らば京都へ伐ていで、朝敵の名を勤王に交じ、恐れ多くも官軍え朝敵の名を与へ候目論見こそ可有之、右の次第に付、朝敵と云ひ、勤王と云ひ、名は正しき様に相聞候得共、兵力の強弱に由り如何様とも相成候ものにて、勅命杯と申は羅馬法皇の命と同様、唯兵力に名義を付候迄の義に御座候間、其辺に拘泥いたし居候ては際限も無之次第、

外国兵の借用に朝廷が反対することを予想し、「名義」は兵力に従うという「勝てば官軍」の論理を押し出し、勅命をローマ法皇の命と同一視して、それに拘泥せぬよう説いている。もつとも、織田信長↓明智光秀↓豊臣秀吉の政權交代を朝廷が相次いで追認したこと(45)を例示しながら、豊臣から徳川への交代には触れていない。また、長州再征は名実ともに正しいとも付言している(46)。

況して此度の御征罰は、天人共に怒る世界中の罪人御誅伐被遊候御義、名実共に正しく、何一の御掛念も不被為有義に付、



ここでみるように、福沢は、大義名分論を限りなく否定に近い線まで相対化し得てはいるものの、徳川幕府の行為を「名義」によつて正当化することまでは放棄しておらず、兵力に従うものとしつつも、内心はどうあれ、公的な場面においては、「名義」そのものを否定するまでにはまだいたっていない。

だが、その国制構想が那辺にあるかを、外国兵借用の正当性を説く建白の筆勢が、はからずも、吐露せしめてしまう(46)。

外国の兵を以て防長御取潰し相成、其上にて異論申立候大名も、只々直々其方へ御簞被為指向、此御一挙にて全日本国封建の御制度を御一変被遊候程の御威光相顕候様無御座候ては不相叶義に奉存候。

かくて、福沢がサトウの「大名同盟」論を排斥した根本の理由がはっきりしてくる。すなわち、この時点で、福沢は、近世日本の国制を封建制と認識した上で、その封建制を否定する国制構想を包懐し、かつての大名連邦制論はすでに放棄していたのである。そして、この封建制の解体を、外国兵の力を借りて、幕府にやらせようとしているわけである。

ここには、「国家」をどう「一変」していくのか、その筋道が福沢なりの形で提示されている。神田は、「農商弁」で「国家」の財政難を打開する税制改革の政策的提言は行なっているものの、そうした改革を実施する「中央―地方」統治構造を既存のままにしておいてよいかどうかという点については全く言及していない(47)。一方、加藤は、「鄰艸」で事を隣国の清の政体改革に託して、「今清朝の政体を改革せんには上下分権の政体を取り可なるべし」(48)と述べ、上下分権の立憲政体への改革を説いていたが、現存する幕藩制の「中央―地方」統治構造の上に、それを導入することが可能かつ有効だとしていた(49)。

僕が考る所にては縦ひ封建にても郡県にても此政体を能く用ることを知れば、決してこれが為めに害を生ずることはなかるべし。若し封建の世なれば各州の諸侯よりも其封領の大小戸口の

多少等に從て其出す所の公会官員の多少を定め、大事若くは非常の事或は万民の苦樂に關係すること等起るときは必之を會聚せしめて其事を謀議すべきなり。然るときは諸侯も其仁政に懷き、朝廷を仰て真忠を尽さんこと疑ひなし。然るに勉めて諸侯の權を奪はんと欲して諸侯をして少しも国事に喙を容ること能はざらしむるときは、朝廷の大權一時盛んなるが如しと雖ども、其実は却りて諸侯をして朝廷を怨ましむるの原因にして、若し一旦事起るときは諸侯の為に害を受けること少なからざるべし。故に縦ひ封建と雖ども人和を破らざらんことを欲せば、必上下分権の政体を立てずしては叶はざるなり。

問答体の『鄰艸』でわざわざ、「西洋各国皆郡県にして此政体を用るものなれば今郡県の清朝にて之を用るは適當せることなるべけれども、若し三代の時の如き封建の世に之を用ひては其利害如何なるべきや、」(50)という、清の政体改革に直接關係ないと自認する仮定の質問を立てて、右の解答を行なっているのは、まさしく近世日本の国制をそこで論じているがためである。従つて、その「朝廷」と、「諸侯」なるものは、幕府と諸藩に置き換えてよい。とすれば、ここでの所論は、後年の「公議政体」論の先駆的提唱と看做すべきものである。引用文中の「一旦事起るとき」云々は桜田門外の変を意識しての発言であることはまちがいない、この時点での加藤の政体改革構想が、大名連邦制論段階の福沢と同様、政治的なスタンスとしては、「將軍―譜代門閥政治」の維持・補強のために「公武合体」を呼号する久世・安藤幕閣とは一線を画しているとみるべきだろう。このように、福沢と加藤は、文久元―二年段階では、幕府と諸藩の關係については大名連邦制(福沢)なり上下分権(加藤)なりという形での改革が必要だとは考えていたが、いずれも諸藩の存在を否定する立場はとっていない。しかし、慶応二年にいたり、福沢の方は、廃藩の必要を説くにいたつたのである。

もつとも、福沢の構想は、幕府が外国兵の力を借りて長州藩を手始めに諸大名を兵力で「取潰し」ていく、という形で国制改革にい

たる政治過程を力の立場からきわめてリアルに描き出している半面、新しい国制の構造やその下での施政の内容については、ここでは何ら具体的に言及していない。ただ、この建白の末尾に、「尚又、内外御照合の爲め昨八月中より」(51)で以下欠文となっている付言があり、そこで刊本に先行して流布していた写本の『西洋事情』の参照を求めていたとみられ(52)、福沢なりの構想はすでにあつたと考えられる。なお、この写本および刊本の『西洋事情』における政治論ないし政府論については、節を改めて検討したい。

福沢は、幕府への建白の末尾で、「名義」の問題と並ぶもう一つの懸念である外国兵借用の費用の調達方法について論じ、国債のシテムを紹介しつつ、多額の借入を提案する(53)。

外国の兵を御雇ひ武器御買上に付て、御入用の御掛念も可被為有候得共、此亦少しも御心配に不及義に奉存候。其子細は、唯今防長二州の入高を年々百万俵と致し、金にして凡そ二百万兩に御座候。此度御取潰相成、以後永久二百万兩の御益有之候得ば、唯今式千万兩の金を御借用被成候とも、利分を払ひ二拾年の後は皆済可相成、(中略)一体西洋諸国にては国債と申もの有之、英国杯にても千八百六十二年には八億九千万ポンドの国債有之、其年政府の入高は僅七千万ポンド計に候得ば、一ヶ年七百兩の取前にて八千九百兩の借財有之候割合に御座候。左候得ば日本政府は世界中にて最も富饒の御身代にと奉存候。

長州藩を「取潰し」て入手できるはずの、その貢租収入二〇〇万兩を引き当てにして借金すれば、外国兵借用の資金などたちまち調達できるという。さらに、イギリスを例に、国債について説明し、歳入の十倍以上の借入が可能だとする。ここでは、日英両国の金融事情や政府信用度、さらにはそれらの土台をなす社会経済構造の差異などは一切視野に入っていない。当時の福沢の経済認識のあり様をうかがうことができる議論である。もつとも、政府が一時に莫大な資金の調達を借入によって行ない、しかもそれを短期間で放出した場合、過剰流動性により市場経済の混乱が惹起されることへの警

戒は、当時の有識者の間にみられず、維新政権が三岡八郎(由利公正)主導下の財政政策により実際にそれを経験することになる(54)。これを要するに、この建白にみられる福沢の幕政改革提議は、弁理公使の派遣、新聞の活用、国債など、近代国家の統治行為上不可欠な契機の導入を提案し、さらに封建制の解体を改革の目標として提示した点など、幕末期の国家思想史において一つの画期性をもつものだと言えよう。しかし、外国兵の借用とその資金調達のプランが、国家的独立や経済的安定の確保の点で、重大な問題をはらんでいることも見落せまい。

#### 四 写本『西洋事情』の政治論

福沢が長州再征に関して、長州藩打倒のために必要な改革を幕府に提議した建白の末尾で参照を求めたとみられる写本の『西洋事情』(55)は、前引の末尾の文言からすれば、慶応元(一八六五)年八月頃から執筆を開始したとみてよいが、その土台をなす知見は前述した文久二(一八六二)年のヨーロッパ巡遊のときに得られたと考えられる(56)。そうすると、福沢が大名連邦制論を放棄する方向へ進むのは、渡欧の船中でそれを開陳した直後に、その起点を求めることができるかもしれない。もちろん、ヨーロッパ巡遊から写本『西洋事情』の起稿までには四年の歳月を要しており、その間の政治的激動を考えれば、かならずしも短い期間であつたとは言えない。右の写本は十分な発酵期間を経て成立したとみてよからう。

さて、この写本は、その冒頭に「国政」の項を立て、ヨーロッパにおける「文明の政治」の特徴と、政治の態様について説明する。「文明の政治」については、以下の六ヶ条を兼備したものと特徴づける(57)。

○欧羅巴にて文明の政治といへる者は左の六ヶ条を兼備す。

##### 第一条

任意 国民各々其所好を為すを得、法律に撃縛せられざるを云

表1 「文明の政治」論の異同

	写本	刊本
1	任意的	主任意
2	信	信
3	教	術
4	形	学
5	体	校
6	享福	保任
	学術	貧民

「任意」とは国民の自由、「的確」とは国民の支持、またそれを得られる立法や施政を意味するものと考えられる。後述する刊本『西洋事情』初編(58)にも同様の「文明の政治」論がみられ(59)、表1にみられるように順序は変わっているが、列挙している特色は同じである。しかし、「信教」の説明が写本では、「信仰の固持」となっているのに対し、刊本では、「信仰の自由」となっていることにみられるように、写本の説明は抽象的な上に、国民の自由についての言及が刊本にみられるような踏み込んだものとはなっていない。

とはいえ、「信仰の自由」の必要を説いていないのかと言えば、かならずしもそうではない。イギリスを例にとつて、政府が特定の宗派を優遇することの弊害を説いている(60)。

数年来英政府にては「プロテスタント」宗門を奉じ、一時は国内に令を下し他宗を禁じて悉く「プロ

云ふ。

第二条

的確 国民法を頼て不意の患なきを云ふ。

第三条

信教 宗門を信じて固きを云ふ。

第四条

教養 人才を育するを云ふ。

第五条

形体享福 人民飢寒の患なきを云ふ。

第六条

文学技術

「任意」とは国民の自由、「的確」とは国民の支持、またそれを得られる立法や施政を意味するものと考えられる。後述する刊本『西洋事情』初編(58)にも同様の「文明の政治」論がみられ(59)、表1にみられるように順序は変わっているが、列挙している特色は同じである。しかし、「信教」の説明が写本では、「信仰の固持」となっているのに対し、刊本では、「信仰の自由」となっていることにみられるように、写本の説明は抽象的な上に、国民の自由についての言及が刊本にみられるような踏み込んだものとはなっていない。

テスタント」に変せしめんとしたけれども、国人多くは「カトリ

ーキ」宗を奉じて政府の命に服せず。因て又令を下し、宗門は

人々の意に任すべしと定めたり。然れども固より政府は「プロ

テスタント」を奉ぜしめんとする意なるが故に、或は大に「プ

ロテスタント」の寺院を建立し、或は他宗の教師を擯斥して「プ

ロテスタント」の教師に大禄を与ふる等、動もすれば人心に戻

ること多し。且近来は一法を立て、国政に関する大臣は「プロテ

スタント」宗の人に非ざれば才徳ある者と雖ども撰挙せずと

聞く。是宗門に付き流弊の尤甚しき者なり。

遠回しな言い方だが、政教分離、「信仰の自由」の必要を説いてい

るとみてよからう。写本ではまだ「自由」の語は用いていないまで

も、説明の内容は実質的にその語の意味するところを語っており、

刊本での明快な言明の土台をなす思想はすでに固まってきていと

みてよからう。

政治の態様については、四種類をあげて、それぞれの特徴につい

て簡潔に説明している(61)。

○政治に四様あり。

第一 「モナルキ」 君を建て律を定め政府の命を以て号令するを云

ふ。

第二 「レピュブリーキ」 門地貴賤を論ぜず人望の属する者を立て

主長を為すを云ふ。即所謂合衆政治なり。

第三 「アリストクラシ」 国内尊貴の人相集て政治を為すを云ふ。

第四 「アウトクラシ」 主君独裁の義にて、只国君一人の意に随て

号令するを云ふ。

これも刊本と比較してみると(62)、表2のようになる。用語の違い

はあるが、対象とその内容理解は同じとみてよい。「国政」の具体的

はあるが、対象とその内容理解は同じとみてよい。「国政」の具体的

はあるが、対象とその内容理解は同じとみてよい。「国政」の具体的

はあるが、対象とその内容理解は同じとみてよい。「国政」の具体的

表2 政体分類の比較(1)

写本		刊本	
モナルキ (建君定律)	立 (モナルキ) 君	立 (デス)	独 (ポット)
レピュブリーキ (合衆政治)		立 (コンスティテューショナル)	立 (モナルキ)
アリストクラシ (尊貴集合の政治)	貴 (アリスト)	族 (カラシ)	議 (ク)
アウトクラシ (主君独裁)	共 (レ)	和 (ポブ)	政 (ク)

議を経ざることを得ず。そして、「議事院は、欧羅巴にて魯西亜を除く外、各国皆之れあり。」とし、これに割注で「魯西亜は日本支那等と同じく主君独裁の政治にて国民の名代なるものなし。」と付言している(66)。ここにいたって、福沢が、西洋諸国の政治の態様としてあげた四つを、日本や中国にも適用し得る普遍性をもつ分類と考え、しかも日本を主君独裁に類別していたことがわかる。この主君独裁に對して、福沢がどう評価していたかは、イギリスの政治に対する評価という鏡が間接的に映し出してくれる(67)。

な説明は、イギリスを中心としてすすめられ。イギリスの政治は、刊本と同様(63)、主君独裁以外の三つの態様を混合していると説く(64)。英の国政は前所謂政治四様の内第一第二第三を並用するものなり。血統の国王を立て宰相ニストイムミ以下老臣数員を任じ王命を奉じて事を行ふ。即ち「モナルキ」なり。右の如く政府にて宰相老臣事を議すといへども、直に是を施行するを得ず。必ず之を議事院に下して可否を謀る。此議事院を「パルリメント」と名く。議事院の内を上下二院に分ち、上院ヒウスの議事官大抵五百員、(中略)皆高貴の人のみ相集て国事を議す。即ち「アリストクラシ」なり。下院コムモンズの議事官は六百五十員、(中略)皆国内人望の属する者を撰挙し、国民に代りて政事を議する者なり。即ち「レピュブリーキ」なり。

福沢は、「国政」の審議に上下二院の議事院が加わり、国王の政府だけで行なわれないことをとくに強調する(65)。右の如く、第一政府、第二上院、第三下院、三局鼎立して国政を議す。一事一物、必ず此三局の

○英国法律の寛裕なるは欧羅巴諸邦に冠たり。(中略)  
○法律の寛裕なるより其余弊も亦少ならず。(中略)  
○英国は多年内乱なく、政治一定して変革せず、号令信じて欺偽なし。

以上は、「文明の政治」の特徴のうち、「任意」と「的確」に相当し、いずれも合格点が与えられている。では、他の特徴についてはどうだろうか。「信教」はすでにみたように、不合格である(68)。

○英国には大小学校の教甚だ盛にして、入学する者多しと雖も、検査の法密ならず、之を实地に用るに至りては、必しも才学ある者を取らず、或は門地を以て撰挙せられ、既に用ひられたる者は其才不才を論せず服役の年月を数て官を進む。「形体享福」、つまり社会福祉についても、法制は整っているが、施策が有効に機能していないとする(69)。

○英国には病院、貧院、盲院、啞院、癲院等を各処に設て、貧民を救ふの法制備はるといへども、人口多きに過ぎ、富者は益々富み貧者は益々貧なり。土民の貧き者は終歳粗食して生を支ふること能はず。龍動府中にも乞丐市街に徘徊し、時としては路傍に餓死する者あり。

ここにおいて、福沢の「文明の政治」論が、欧米諸国のうちの特定の国をモデルにして組み立てられたものではなく、福沢ないし彼の依拠した欧米の政治学者が各国の長所として考え、またかくありたいとするところを整理してできあがっている、一種の理想像であることがわかる。そして、それを対象の分析や比較の基準として用いているわけである。

最後の「文学技術」も、評価は辛いが、弱点をうまく克服し、それがイギリスの大国化につながっていると説く(70)。

表3 「文明の政治」論によるイギリスの評価

意的	○
確	○
教	×
養	×
福	×
体	×
享	×
文	○

○英国は技術文学固より盛なりと雖ども、国の風習にて學術多くは疎漏に失し、真味を知る者少し。故に古来欧羅巴にて諸邦の發明あれども、多くは他邦の人の為せる処なり。然れども他邦にて發明することあれば、直ちに其法を取り其物を倣製し、却て發明の国よりもこれを巨大にす。是れ英国の軌模大なる処なり。

「文明の政治」論によつて、イギリスを採点してみると、かろうじて半分が合格点を与えられてゐるとどまる。しかし、他のヨーロッパ諸国にどれほどの点数が与えられるだろうか。君主独裁以外の三形態を混合した政治の態様をとるイギリスが、「文明の政治」論の厳しい基準の下でも半分の合格点をとつてゐるとすれば、この写本の読者はその政治の態様についてどう判断するだろうか。ここに、福沢がある種の判断誘導を仕掛けてゐるとみることとはできまいか。

これを要するに、写本『西洋事情』における福沢の政治論は、日本を例外としない、政治認識の普遍的基準を提示し、イギリスをはじめとする西洋諸国をそれで実地に截断してみせたのである。そこでは、その政治分析に妙味をもたせる工夫が施されてゐる。すなわち、最大の大国であるイギリスに満点をつけなかつたことである。翻れば、そうすることによつて、この政治認識の基準への信頼感を高めようとし、そもそもイギリスに満点をつけないように基準を組み立てたのでは、といたつたいささか穿ちすぎの見方もできなくはない。さらに、それにとどまらず、有体に言へば、政治改革の方向選択についても、少なくとも主君独裁は排除していく、という方向への判断誘導を仕掛けてゐるのではなからうか。そう考えると、幕府宛の建白がもつ政治・軍事面での徹底した目的合理的性格にも、優るとも劣らぬ思想面での根本的な性格を、この写本『西洋事情』は包蔵しているのかもしれない。

## 五 『西洋事情』初編の政府論

刊本『西洋事情』初編は、写本『西洋事情』を下敷きにしたことはまちがいないが、全面的に増補・改稿されており、両者は別個の著作とみた方がよからう。刊本は、長州再征に関する建白がなされた頃までには、すでに脱稿されていた。けだし、慶応二年七月付の「小引（巻之一の冒頭）」には、「今茲三月より公務の暇、業を起し、六月下旬に至り、初編初稿を脱せり。」<sup>(71)</sup>とあり、おそらく建白を行なつたときには脱稿してゐたものと思われる。その執筆意図は、紹介が立ち遅れてゐる西洋各国の政治・経済などの事情について、諸書を翻訳抄録して解説しようというところにある<sup>(72)</sup>。

洋籍の我邦に舶来するや日既に久し。其翻訳を経るもの亦尠からず。然して、窮理、地理、兵法、航海術等の諸学、日に闢け月に明にして、我文明の治を助け武備の闕を補ふもの、其益豈亦大ならずや。然りと雖とも余窃に謂らく、独り洋外の文学技芸を講窮するのみにて、其各国の政治風俗如何を詳にせざれば、仮令ひ其学芸を得たりとも、其経國の本に反らざるを以て、啻に実用に益なきのみならず、却て害を招んも亦計るべからず。従来の洋学は、日本の「文明の治」を助け、武備の欠を補う上で、多大な利益をもたらしたが、西洋各国の政治や経済などの紹介が立ち遅れてゐる現状は、かえつて害をもたらす恐れがあるという。その克服が本書の内容とねらいとなる<sup>(73)</sup>。

余、頃日、英亜開版の歴史地理誌数本を閲し、中に就て西洋列國の条を抄訳し、毎条必ず其要を掲て、史記、政治、海陸軍、錢貨出納の四目を為し、即ち史記以て時勢の沿革を顯はし、政治を以て國体の得失を明にし、海陸軍以て武備の強弱を知り、錢貨出納以て政府の貧富を示す。蓋し此四者既に世人の眼目に触れば、これに由て略々外国の形勢情実を了解し、果して彼の敵視す可きものか其友視す可きものかを弁別し、友は即ち之に交はるに文明を以てし、敵は即ち之に接するに武経を以てし、文武の両用其所を錯ることなきに庶幾らん乎。此れ余が是挙の目的とする所なり。徒に世間海防家の口吻に云へるが如き、彼

を知て後に彼を伐たんとするのみの趣旨には非らざるなり。

英米両国で出版された歴史や地理の書物を抄訳して、西洋各国の歴史・政治・軍事・経済を紹介すれば、これらの国々を友とすべきか、敵とすべきかの判断の材料が得られるであろうとする。そして、福沢は、本書のねらいが攘夷のために西洋を研究する「海防家」のそれとは異なることを付言する。ここから、福沢の目的が偏狭な攘夷論の克服にあることが読みとれよう。福沢は、この時点では、前引の長州再征に関する建白にみられるように、長州藩を尊王攘夷なる「虚誕の妄説」を唱えて幕府から自立したいとの「野心」を抱く大名で「第一着に事を始め」たものにとらえていた(74)。これと、本書執筆の目的と時期を重ね合せて考えてみると、幕府宛建白が攘夷論の首魁とみなす長州藩の軍事的・政治的解体をめざすものであったとすれば、本書はその思想的解体をねらったものと言えよう。

その執筆意図はどうあれ、福沢がそこでどのような議論を展開しているかはたそうとしていくのである。本書の論点は多岐にわたっているが、ここでは加藤と異なる方向での政府論が開陳されており、幕末における福沢の国家思想のあり様をみてとることができよう。ここでは、本書の内容全体についての検討は別の機会に譲るとして、その政府論に絞って検討を加えてみたい。

まず、政府の起源である(75)。

世の開るに従て、小弱無力の者、相共に謀て、人々の通義を達し生命を保護する為めの処置を設け、これを国の制度と名けり。元来制度の目的とする所は、人の強弱智愚に拘はらず、各々其生命を安んじ其私有を保たしめんとする趣旨なるが故に、無謀過激の徒は之を忌み、此法則を破らんとしたれども、衆寡敵し難く、遂に理を以て力を制し、一定の制度を施行することを得たり。是即ち世に政府の起りし本源なり。政府とは人心を集めて一体と爲し、力を以て衆人の意を達せしむる所以のものなり。

加藤の場合、政体の種類、従って諸政体の差異にその関心がもつばら向けられており、福沢のように、そもそも政府とは何であるか

を問い、さまざまな形態に共通して貫かれていく政府の本質を明らかにしようという発想はみられない。起源の面では、生命と私有財産の保全を目的として多数の人々が少数の反対者を力で抑えて共立したのが政府である、という社会契約論的見地をとる。政府の形態について、加藤は『鄰艸』で、世界万国の政体を四つに分類している(76)。

凡そ世界甚広く国を立ること無算なりと雖ども、其政体を論ずれば君主政治キニル官宰政治リキニの二政体に外る、者なし、其君主政治と云ふは一国万民の上に一人の君有りて之を統御する者を云ひ、又官宰政治と云ふは一国万民の上に君なくして官宰諸員相謀議して其政治を為すを云ふなり、されども此二政体各復た二ツに分れて、君主政治の政体は君主握権クニニキ上下分権モナキの二ツとなり、官宰政治の政体は豪族專權オノオノ万民同権オノオノの二ツとなるなり。故に精細に区別すれば世界万国の政体は君主握権、上下分権、豪族專權、万民同権の四政体となるなり。

福沢も、これと同様、政治の態様を四つあげている(77)。

政治に三様あり。曰く立君キニ礼樂、征伐、一君より出づ。曰く貴族合議カニ国内の貴族名家相集て国政を行ふ。曰く共和政治カニ門地貴賤を論せず、人望の属する者を立て、主長となし、国民一般と協議して政を為す。又立君の政治に二様の区別あり。唯国君一人の意に随て事を行ふものを、立君独裁クニニと云ふ。魯西亜、支那等の如き政治、是なり。国に二王なしと雖ども、一定の国律ありて、君の權威を抑制する者を、立君定律カニと云ふ。

写本との比較はすでに試みたので、ここでは加藤の『鄰艸』と比較してみよう。素材としては同一の四種類だが、表4の如く位置づけが異なっている。君主政治(加藤・立君(福沢))を、君主握権(加藤)・立君独裁(福沢)と上下分権(加藤)・立君定律(福沢)に分けることは、それぞれの性格づけも含め、同一の理解に立っている

表4 政体分類の比較(2)

『郷 紳』		『西洋事情』初編	
君主政治	君 主 握 権 上 下 分 権	立 君 独 裁 立 君 定 律	裁 律 議 政
官宰政治	豪 族 專 権 万 民 同 権	貴 族 合 議 共 和 政 治	議 政

共和政治(下院)の混合形態とする  
イギリスを立君・貴族合議(上院)・

を一人の手に執るものなし。魯西亜皇帝の如き、人民の之を尊仰すること神の如しと雖ども、尚ほ一人の私意を以て国政を専らにすること能はず。又、共和政治と雖ども、或は有名無実なるものあり。千八百四十八年仏蘭西の共和政治は、其法律の苛酷なること、当時立君独裁と称したる墺地利よりも尚ほ甚し。

とみてよからう。しかし、加藤は執行権力が君主に握られていないことに注目して、豪族専権と万民同権を官宰政治として一括しているが、福沢はそうした見地をとらず、国家意思の最高決定権の所在に即して、貴族合議と共和政治の差異を立君とのそれを同等の比重で区分する。ここにはからずも両者の関心のおき処の違いが浮かび上がっている。加藤の関心は執行権力のあり様とそれにどう権をはめていくかにあり、一方、福沢のそれは社会契約論の見地に立つ政府本質論をとることと関連して、国家意思決定のあり様とと最高の決定権を誰が握っているかに向けられている。

また、福沢の場合、その政治認識を、政府形態の制度的差異にとどめず、実態に即して組み立てようとする姿勢がある(78)。

斯の如く、三様の政治、各々其趣を異にすれども、一国の政に之を兼用するものあり。即ち英国の如き、血統の君を立て、王命を以て国内に号令するは、立君の体裁なり。国内の貴族、上院に会して事を議するは、貴族合議の政治なり。門閥を問はず、人望の属する者を選挙して下院を建つるは、共和政治なり。故に英国の政治は、三様の政治を混同せる一種無類の制度なり。又、立君独裁と称する政治にても、事実に於いて生殺与奪の権

点は写本と同じである。立君独裁のロシアは皇帝の恣意的専制政治とは言えず、フランスの第二共和政の法律は立君独裁のオーストリアよりも苛酷、という具合に実態に即した政治認識を強調する。そうした中で、アメリカだけは、制度と実態が合致している「純粹の共和政治」と高く評価している(79)。

純粹の共和政治にて、事実、人民の名代人なる者、相会して国政を議し、毫も私なきは亞米利加合衆国を以て最とす。亞米利加は建国以来既に百年に近しと雖ども、嘗て国法の破れたることなし。

もつとも、こうした政治の実態認識がどれほどの妥当性をもつかは別に検討せねばならぬが、ひとまずそれを脇において、政治認識において、制度を問題にする加藤と異なり、福沢が実態をより重視する姿勢をとっていることは、やはり注意しておかねばなるまい。

ここには、今日でもなお厳存する政治認識の二つの立場に連なる差異が、両者の間に、早くも生じていることを確認できよう。福沢がそうした姿勢をとる背景もまた、その政府本質論にある(80)。

政府の体裁は各々相異なるも、其大趣意は前にも云ひし如く、唯人心を集めて恰も一体と為し、衆民の爲めに便利を謀るより外ならず。国政の方向を示し順序を正するの事は、一、二の君相又は議政官の手に非ざれば行はれ難きが故に、人心を集めて一体と為さざる可らず。衆民の便利を謀るにも、人心一致せざれば、衆を害して算を利するの患あるが故に、此亦政府の上より処置せざる可らず。

政府は、さまざまな形態をとつても、多数の人々の便利をはかることをいずれもその存立の目的とする。それは、いかなる形態の政府も人心一致なしには成り立たず、そのためには多数の人々の便利をはかる必要があるからだとする。政府の存立目的をその成立上必要な機能から組み立てる機能主義的発想は、実態重視の政治認識と通底する経験論的思惟から出ていると言えよう。

また、注目すべきは、福沢もまた政府論の鍵を人心一致に求めて

いることであり、中津藩や幕府への建白にはみられなかった、「四民共力」実現という幕末政治の課題に向き合っている姿を、そこに見出すことができる。

さらに、福沢は、そこから一步進めて、国民が政府をつくったこと、そして国民がその政府を支持するのは政府が国民に利益をもたらず限りにおいてであることを確認する(81)。

本来諸国に政府を立て、国民の之を仰ぎ之を支持する所以は、唯国内一般に其徳沢を蒙らんことを望むのみの趣意なれば、政府たらんものも、若し国民の爲めに利を謀ることなくば、之を有害無益の長物と云ふ可し。

社会契約論の見地に立つ以上、当然ともいえるが、「国民による、国民のための」政府であることをはっきりと認めている。あとは、「国民の」政府であるべきだと説けば、国民主権の政府、すなわち共和政治こそが、政府の本然的形態であるとの主張となるが、さすがにそこまでは言っていない。その点、万民同権を理想的な政体と明言する加藤とは違う(82)。もつとも、写本で出回ったとはいえ、未公刊の『鄰艸』とは異なり、『西洋事情』初編は公刊されたものであることから、この違いが生じている可能性にも留意しておく必要がある。

また、国民が自らの利益をはかることを当然視する功利主義的発想は、やはり経験論的思惟から出ているものであることとともに、社会の資本主義的編成にとって不可欠な要件たる「欲望の開放」に連繋するものであることも確認しておきたい。

福沢の政府論で注目されるのは、その「職分」に多くのスペースを割いて言及しているところである。

まず、「職分」の基軸である(83)。

政府の職分は、国民を穩に治め、国法を固く守り、外国の交際を保つ三箇条を以て其大綱領とす。

穩健な国民統治、国法の厳守、外交の保持を、政府の「職分」の三大綱領だとする。三番目の外交について、わざわざ「保つ」とし

ているは、攘夷論を意識してのものであることは、多言を要しまい。「職分」の最緊要事は、「法の下の平等」と適正な刑罰・裁判の確保にあるとする(84)。

其職分にて最も緊要なる一大事は、法を平にし律を正にするに在り。是即ち人民の生を安んじ、自由を得、私有の物を保つことを得る所以なり。故に政を施すに誠実を主とし公平を失はざれば、仮令ひ一時の過失あるとも其政府を遵奉せざる可らず。

「法の下の平等」と適正な刑罰・裁判の確保とは、つまり国法を厳守することである。それが、人民の生活安定、自由獲得、私有財産保全の基本的条件をなし、そうした誠実で公平な政治を行なえば、たとえ政府が一時的に過失を犯したとしても、人民はその政府に服従し、それを支持し続けると説く。

加藤が「公明」な政体を求めたのに対し(85)、福沢も政府に「公明正大」を要求するが、それは政体の如何によるのではなく、施政の中身が人々に恩徳を施し、国内の人心を獲得するものでなければならぬとする(86)。

政府の体裁は、何様たるを論ぜず、又其年代の新旧にも拘はらず、国中の人心を得る所以は、恩徳を施すに在り。徳を以て人を服すれば、其政府安定にして、仮令ひ横逆の事件起るとも、之を和すること得べし。之に反して、政府たるもの、一人の身を処するが如く、専ら私を顧て公明正大の趣意を失ふときは、乱臣賊民を罰するにも必ず惨刻に過ることある可し。

政府が国民の動きに恐れをいだくのは、政府自身が国民に苛酷な政治を行なっているからだとして、イギリスを例にあげて、その安定性は政府の形態によるものではなく、国民の支持を得ているとの確信の上に立っているからであり、その上で寛大な政治を行ない、国民に参政を許しているのである、と説く(87)。

政府の自から恐怖するは、必ず刻薄にして狐疑する所あるが故なり。政府の安妥ならざるは必ず恐怖する所あるが故なり。英政府の安妥なる所以は、其政治の体裁に由て然るにはあらず、



唯国中の人民に好意を抱くもの多しとのことを信じて、政府も自から安んずることを得るなり。国中の人民を寛大に取扱ひ、衆庶相議することを許す所以は、その言行宜を得て、国の制度を害するものなきを知ればなり。

これすなわち、福沢が政府の「職分」の三大綱領の一つに穩健な国民統治をあげる所以である。

ここには、政治の安定は政府・国民双方が各々節度をもつて接することで得られるという、福沢の政治観とも言うべきものを垣間見ることができるよう思われる。そして、このルールを破る国民には懲罰を加えることで、ルールを守っていくことができる、と説く(88)。

凡そ事理至当の極を云へば、左の數言を以て尽せり。即ち政府は確實寛大を主として動かず、国民は其通義と職分とを知り、躬から謹慎して粗暴の挙動を為さず、悪俗弊風は唯政府の法を以て防ぐ可きことなり。

福沢は、この穩健な国民統治の内容を、「文明の政治」と称して、六つの柱を立てて、説明している(89)。

歐羅巴政学家の説に、凡そ文明の政治と称するものには六ヶ条の要訣ありと云へり。

この「文明の政治」論は、すでに比較したように、基本的な枠組は写本と同じだが、刊本の方がその内容について、いずれも詳しく、しかも踏み込んだ説明となっている。

その第一に、「自主任意」を掲げ、「四民平等」を前提として、人々に自由を保障することであると説明している(90)。

#### 第一条 自主任意

国法寛にして人を束縛せず、人々自ら其嗜好を為し、士を好むものは士となり、農を好むものは農となり、士農工商の間に少しも區別を立てず、固より門閥を論ずることなく、朝廷の位を以て人を軽蔑せず、上下貴賤各々其所を得て、毫も他人の自由を妨げずして、天稟の才力を伸べしむるを趣旨とす。但し貴賤の別は、公務に当て朝廷の位

を尊ぶのみ。其他は四民の別なく、字を知り理を弁じ心を勞するものを君子として之を重んじ、文字を知らずして力役するものを小人とするのみ。

すでに、加藤も万民同権の政体について、「此政体の国にては固より人君を立す、又貴賤尊卑の別をなさず、万民皆権を同ふするを本意とす。」(91)と紹介し、前述の如く、これを理想の政体としていた。その限りでは、加藤も「四民平等」を理想としていたと言える。福沢は、加藤が政体との対応関係で理解していた「四民平等」を、政体の如何にかかわらない「文明の政治」の特徴として一般化し、しかもその第一に数えたのである。そして、さらにもう一步進め、この「四民平等」を前提にして、人々に自由を保障することこそが、「文明の政治」の第一の要訣だとしたのである。

「自由」の語は、「自由狼藉」といった用法にみられるように、どちらかと言えば、それまではマイナス・イメージが付着していた。福沢は、いまだ適切な訳語がないとしながら、freedom ないし liberty を「自由」と訳したと、先の引用文の末尾に付した割注で断っている(92)。

本分、自主任意、自由の字は、我儘放盪にて国法をも恐れずとの義に非らず。総て其国に居り人と交て気兼ね遠慮なく自力丈け存分のことをなすべしとの趣意なり。英語に之をフリードム又はリベルチと云ふ。未だ的当の訳字あらず。

加藤が国民の自由権について体系的に論ずるのは、慶応四年七月に刊行した『立憲政体略』においてである(93)。

第二は、写本では明言を避けていた「信教の自由」で、今度ははつきりと説かれている(94)。

第二条 信教 人々の帰依する宗旨を奉じて、政府より其妨をなさざるを云ふ。

その説明では、「古来、宗旨の争論よりして人心を動揺し、国を滅し人命を害するの例、尠からず。」として、以下で、写本と同内容のイギリスの事例を紹介している。もつとも、「右等の故を以て、天主

教に帰依する者は、家を挙て他国へ移住すと云ふ。」と述べている箇所は、写本にはみられないものである(95)。

第三は、學術を奨励し、技術開発を促すことである(96)。

第四は、第三の基礎となる学校教育である(97)。

第四條 学校を建て人才を教育すること。

第一、第二が人々の平等と自由という、政治の基本的な枠組を説いたのに対し、第三、第四は施政の内容を論じている。第六の社会福祉も同様である(98)。

第六條 人民飢寒の患なからしむること。即ち病院貧院等を設て貧民を救ふを云ふ。

第五は、施政の安定、一貫性という、その形式を説いている(99)。

第五條 保任安穩 政治一定して変革せず、号令必ず信にして欺偽なく、人々国法を頼み安じて産業を営むを云ふ。

施政の安定なくして、経済・社会の安定、法に対する人々の信頼は得られないというわけである。その説明では、もっぱら財政・経済政策での失敗の事例があげられている(100)。

譬へば、或は国債を償はず、或は通用金の位を卑くし、或は商人会社の法を破り、或は為替問屋の分散する等、皆其政治に保任の趣意を失ふものなり。現今仏蘭西帝所有の金を英国の為替問屋へ預けしと云ふも、其制度の固くして頼むべき所あるの一証なり。

ここで、債務不履行や貨幣改悪を失政に数えているのは、それらが化政・天保期以来の幕政の常套手段であったことを考えあわせれば、幕政批判としての意味ももつてこよう。もつとも、「商人会社の法を破」とか、「為替問屋の分散」とかはやや意味不明だが、フランス皇帝ナポレオン三世がイギリスの銀行に預金していることをあげて、イギリスの金融制度の安定と信用を説明している点からみて、株仲間の解散による金融界の混乱あたりを指しているものと受け取っておいて、まずまちがいなからう。

いずれにせよ、政治について、制度だけを問題にするのではなく、実際の施政の内容と形式の両面で、どう人々の支持と信頼をかちとっていくのかというところに関心を向けているのは、やはり福沢らしい発想と言うべきだろう。

施政の内容については、後段で詳論しているが、その基本的見地は、経済・社会の領域での国民の活動に対しては、「自由放任」の姿勢をとることを原則とするところにある(101)。

大凡政府の行ふ可らざることにして、之を行ふとも其益なき箇条は左の如し。即ち政府は国民に其活計を付与す可らず、役夫職人の力を勞して賃銀を受るに其多寡を定む可らず、又其賃銀を受けて人の為めに投するに其勞逸を定む可らず、衣食等の如き商売品を産するに其多寡を定む可らず、又之を売買するに其法を定む可らず、其価を定む可らず。概して之を云へば、政府は農工商の事に關係して傍より之を是非す可らざるものなり。

政府は、国民に就業機会を提供したり、賃金の額や労働量、商品の生産量・流通方法・価格などを決めてはならない。つまり、「自由な市場経済」を保障し、政府はそれに介入するな、というわけである。

もつとも、政府の施策や法的規制が必要な領域があることも認め、それらを列挙している。その筆頭は、窮民の救済である(102)。

抑も亦世上の事務に、政府より關係して助け成す可き簡条なきに非らず。其最も大切なるものは、窮民を救ふに至当の法を設ることなり。

ただ、それが国民の独立心を弱体化させるようなことがないよう配慮し、施政の目標はあくまで国民が独立して生計をたてられるよう促していくことにあると説く(103)。

救窮の法を設くるは、極めて難事なるが故に、政府たるもの、職分は、一国内の人をして各々独立の活計を営み勉めて他の扶助を仰ぐこと勿らしめんが為め、自ら其風俗を鼓舞して之を助け成すに在り。

以下、列挙されているものは、教育、衛生、ガス灯、水道、治安維持、酒屋・劇場の開設、運賃、住宅建設などである(106)。

こうした「文明の政治」に、どう接近していくのか——これが政治の実際においては最も肝要な問題である。ここでの福沢の立場は漸進論だと言つてよからう。

まず、国民の平等という政治の枠組の問題では、東洋諸国のカーストを一举に廃止すれば混乱は必至だとして、その改革には慎重な姿勢をとる(106)。

東洋諸国にては、国民の種類を分ち、一種類毎に具りたる権威ありて、各々其職業を異にし、階級も亦上下の別あり。これをカーストと云ふ。此風俗は往古よりの旧例にて、今俄に之を改んとすれば、必ず混乱を生ず可し。

右の一文に次の割注を付し、カーストはインドが典型で、中国や日本の士農工商(四民)の区別と同様だと説明している(106)。

カーストとは人種の義にて、東印度のヒンドスタンに専ら行はる、風俗なり。猶支那日本にて士農工商四民の別あるが如し。

政治の態様についても、立君独裁をいきなり共和政治に変革しようとする、かならず「国の不幸」をもたらすとして、これまた慎重な姿勢をとる(107)。

欧羅巴にても其国々の風習に由り、国政は尽く官府有司の手より出で、国中に人物ありと雖ども政治に関係することを得ざるもの多し。斯る風習の存する国に於て、俄に平人を挙て議政の権を付与すると、其人嘗て政治の事に慣れずして其味を知らざるが故に、其権あるも其事を為し能はざるべし。

ヨーロッパでも立君独裁の国が少なからずあり、そこでは「平人」に参政権を付与しても、不慣れたために、その権利をうまく行使できないとする。そして、イギリスとフランス・ドイツを比較して、後者では「平人」の政治的経験が不十分なため、参政権を付与してもうまくいくまいと予想している(108)。

英国に於ては、罪人の取扱、市中の取締、村邑の評議、街道の

処置等、其事柄に由ては平人に任ずるが故に、自から政治の一端を学び得て、其益少からずと雖ども、仏蘭西、日耳曼に於ては絶てこれなし。故に今、仏蘭西、日耳曼等にて、俄に其政治の体裁を變じ、國中一般の人を會して政を議するの法を立てなば、其人々事に慣ずして必ず処置を錯ることある可し。

そして、こう結論する(109)。  
之に由て考えれば、立君独裁の政を俄に共和政治に変せんとするとも、必ず其功を遂ること能はずして国の不幸となる可し。では、どうすればよいのか。福沢は、イギリスが政治的變革の根本になると説く、翻訳文そのままと思われる次の一文を記している(110)。

我英国にて至善至美の政治を以て国民の自由を達せしめし所以は、一旦の騒乱に由て俄に其政の体裁を變じたるに非ず、唯従来の古風旧例を失はず、謹て之を守り慎て之を改正したるに由て来りしものなり。(中略)今日英国の政治を見て、千五百年間の形勢を反顧すれば、其政体の同異、霄壤懸隔すと雖ども、其実は畢竟、出藍の青のみ。是れに由て考れば、一国の人民、文明の徳化に浴し、能く忍て事に処すれば、輕拳暴動なくして自然に其風習を改め、遂に太平の極に至る可きこと瞭然たり。実に我政治沿革は千歳不朽の龜鑑と云ふ可し。

漸進的改革によつて「文明の政治」に到達したイギリスの政治史こそ、「千歳不朽の龜鑑」だという。その政治の態様とはすなわち、立君独裁を除く、他の三つのシンクレティズムであるが、立君制をとる点にはかわりない。福沢は、世襲君主制の効用として、人心維持の上での「理外の便利」を挙げている(111)。

抑も一国の内には人物も少なからざれば、門地に拘はらず、才徳ある者を撰びて君と為し、国政を施して妨ある可らざるの理なれども、立君の制度を以て国を治んとするには、国内の有望を得たる名家の子孫を奉じ、恰も之を其家族の總名代として君上の位に立て、人心を維持するに若くはなし。是れ所謂理外の

便利なり。

これを要するに、『西洋事情』初編において、福沢が推奨する政府のあり方は、イギリスを手本とするもので、立君独裁を除く、立君定律、貴族合議、共和政治のシンクレティズムであり、その下での「文明の政治」の実現にあると言えよう。

### まとめにかえて

福沢は、幕府への建白や『西洋事情』初編の刊行を行なった慶応二（一八六六）年の十一月七日付で、門下の福沢英之助に宛てて、次のように書き送っている<sup>(12)</sup>。

大名同盟の論は不相替行はれ候様子なり。此義は太郎殿、敬輔殿も内々御話し、兼て小生の持論にて御論破可被成、同盟の説行れ候は、随分国はフリーにも可相成候得共、*This freedom is, I know, the freedom to fight among Japanese.* 如何様相考候共、大君のモナルキに無之候ては、唯々大名同士のカジリヤイにて、わが国の文明開化は進み不申、今日の世に出て大名同盟の説を唱え候者は、一国の文明開化を妨げ候者にて、即ち世界中の罪人、万国公法の許さざる所なり。此議論は決して御忘却被成間敷候。

この「大君のモナルキ」論を、丸山真男はこう評している<sup>(13)</sup>。彼は何よりも内乱を口実とする外国勢力の介入をおそれ、そのために急場の打開策として一時は大名連邦を、のちには「大君のモナルキ」すなわち徳川將軍による絶対主義政権の樹立を構想させた。

この丸山所論は、如上の検討から、次の二点で再検討を要するものと考えられる。

第一に、福沢が「内乱」やそれを口実とした「外国勢力の介入」を「何より」も「おそれ」たことが、その立論動機だとする点である。幕府への建白をみる限り、「外国勢力」を導入して「内乱」に勝

利すること、「大君のモナルキ」を実現する——これが福沢のシナリオだったと考えられる。

第二に、それを「絶対主義政権」と特徴づけていることである。「絶対主義政権」は、刊本『西洋事情』初編における政治の態様分類に従えば、立君独裁（デスポット）に属する。この書簡で、福沢が言っている「大君のモナルキ」とは、立君定律（コンスチテューショナル・モナルキ）を意味するのではなからうか。しかも、その場合、加藤の『鄰艸』のように、大名同盟論を包摂し得る「公議政体」論的な二院制ではなく、「外国勢力」まで導入して「内乱」に勝利することで封建制を解体した上でのそれを想定したものだと言えよう。

これが幕末政治にコミットメントして到達した、福沢の最終的見解であると思われる。しかし、この「大君のモナルキ」論は、第二次幕長戦争に幕府側が完敗することで、この書簡執筆の時点では、その実現の見通しがほとんど失われていた。にもかかわらず、大名同盟では当然「文明の政治」を核とすることになると考えられる。「文明開化」を実現することはできまい、というのが福沢の変らぬ信念だったとみられる。

そこから、三つの問題が派生してこよう。一つは、はたして幕府自身に廃藩を断行し得る政治的可能性がどれだけあったのか、という点である。「將軍—譜代門閥政治」という、元来の国家意思の最終的決定システム自体が領主である幕閣に吏僚としての機能を求めるという両義性を内包しており、この政治構造を自己清算して廃藩にまで突き進み得たかどうかは、「外国勢力」の補強による実力回復の可能性の有無や、戊辰戦争における佐幕派諸藩が藩体制に固執する志向をもっていか否かなど、政治過程上の諸契機だけでは解ききれない問題であるように思われる。

もう一つは、福沢の政治情勢判断の問題である。福沢は、少なくとも長州藩については、尊王攘夷を名目とし、倒幕を真の目的とする勢力とはみていたものの、彼らの間から廃藩への動きが出てくる

とは考えていなかったと言えよう。それ故に、「文明の政治」をはじめとする「文明開化」も実現できまいと考えていたわけである。こうした情勢判断は慶応二年段階ではやむを得なかったとみるべきものかどうか——廃藩置県へと向かう政局史の研究の現況(註)とも重ね合わせて考える必要がある。

三つ目は、「大君のモナルキ」論が、福沢のその後の言説をどう縛ったのか(いなかったのか)も検討を要すると言えよう。これは、加藤や神田の言説との比較を行なう上で、避けて通るわけにはいくまい。

これらはいずれも厄介な宿題だが、後日の検討を期したい。

## 注

- (1) 家近良樹『幕末政治と倒幕運動』吉川弘文館、一九九五年一月、一―二頁および一四頁を参照。
- (2) 拙稿「近代日本における立憲政体導入の歴史的前提」『北陸学院短期大学紀要』第二八号、一九九七年三月を参照。
- (3) 拙稿「神田孝平の地租改正提議」『京浜歴史科研年報』第九号、一九九五年一月、「加藤弘之の立憲政体提議」同第一〇号、一九九六年一月を参照。
- (4) 神田孝平が商業立国への税制改革を提議した「農商弁」と、加藤弘之が立憲政体導入の政体改革を提議した『鄰艸』は、ともに文久元(一八六一)年十二月に執筆されている。
- (5) 浅井清『明治維新と郡県思想』厳松堂、一九三九年一月、四六―四七頁を参照。
- (6) 田畑忍「解題篇」(加藤弘之『強者の権利の競争』日本評論社、一九四二年九月所収)八―九頁を参照。
- (7) 尾佐竹猛『明治維新』下巻、白揚社、一九四九年八月、七〇四頁を参照。
- (8) 丸山真男「福沢諭吉」(『戦中と戦後の間』みすず書房・一

九七六年一月所収、『丸山真男集』第五卷・岩波書店・一九九五年一月再収、初出は一九五三年六月)を参照。なお、引用は『丸山真男集』による。

(9) 遠山茂樹「維新当時の福沢の思想」(『遠山茂樹著作集』第五卷「明治の思想とナショナリズム」、岩波書店、一九九二年六月所収、初出は一九六五年七月)、同「福沢諭吉の海外視察と征長建白」(同右所収、初出は一九九〇年三月)を参照。

(10) ひろたまさき「福沢諭吉」朝日新聞社、一九七六年一月、六七―八四頁を参照。

(11) 富田正文「考証 福沢諭吉」上、岩波書店、一九九二年六月、二二―二四頁を参照。富田は基本的には前者に属するが、後者の研究成果も摂取している。

(12) 福沢諭吉「福翁自伝」岩波文庫、一九七八年一〇月、一七六頁。以下、「自伝」と省略。

(13) 同右一八〇頁。

(14) 同右一八一頁。

(15) ドイツ連邦については、末川清「ドイツにおける『改革』とウィーン体制」(岩波講座『世界歴史』第一九卷、岩波書店、一九七一年三月所収)を参照。なお、浅井はこれに関して、次のように述べている(浅井前掲書、四六―四七頁)。

文久二年の時分は丁度独逸同盟を組織して居ったのである。北独逸連邦以後は国法学上連邦国(Bundesstaat)であり、独逸同盟は国家連合(Statenbund)に過ぎない。前者は国法上の団体で後者は国際法上の団体である。前者のみが茲に謂ふ連邦である。故に福沢先生はうっかり之を間違えて、明治卅年頃の独逸を以て、文久二年頃の独逸と同じものと考えて話されたものか——然らばこの回顧談は誤って居る——或ひは又独逸同盟の意味で独逸連邦と言はれたか——然らば之は連邦思想では無い——何れか一である。

たしかに、法學上は、國際法上の団体である國家連合を意味する「同盟」の概念をもつてとらえられるべき実態であり、ミッタースリーベッヒ『ドイツ法制史概説』改訂版・創文社・一九七一年二月でも訳者の世良晃志郎は「ドイツ同盟」と訳している（同所五一二―五一七頁を参照）。

しかし、わが國の現在のドイツ學界では、「ドイツ連邦」の語も用いられており、その用法が『自伝』が脱稿した明治三一（一八九八）年頃（『福沢諭吉年譜』（『自伝』所収）三四六頁を参照）まで遡及できるかどうかだが、少なくとも大正末年頃までは可能である。例えば、ケンブリッジ大學教授のホランド・ローズが著した『歐洲諸國民衆達史』上巻・富山房・一九二五年二月では、訳者の瀬川秀雄が「ドイツ連邦」と訳している（同書八頁を参照）。

福沢が法學上の議論や歴史學上の用法を十分に知悉していたかどうかはともかく、英學者である彼が、「連邦」も「同盟」もともに union の語で表わす英語を通じて対象を理解していった事情も考慮に入れておく必要がある。

富田は浅井の指摘を受け容れて、福沢が「ドイツ連邦」の語を用いたのは「諭吉の晩年における回想の誤りである」（富岡前掲書二二六頁）と認めているが、いかがなものか。一八七一年に連邦制をとって成立した第二帝政下のドイツ帝國と混線したという想定はもとより、「同盟」と言うべきところを「連邦」と誤ったとの想定も、ともに「同盟」こそが唯一正当な用語だとの前提に立つて組み立てられている。さらに浅井は、後者ならば、福沢の所論は連邦思想ではない、とまで断じている。しかし、右に見た歴史學や英語圏での用語事情に徴すると、そうした浅井の前提それ自身が成り立たないことがわかる。従つて、福沢の「誤り」を認めてしまうのは早計なように思われる。

もつとも、浅井の議論で、福沢が引き合いに出した対象が、

政治的・法的紐帶の点できわめてゆるやかなものであったことがあらためて浮き彫りになった。福沢がそうした実態を十分に知った上で、引き合いに出していたのだとすれば、その所論のスタンスは、雄藩サイドに相当に傾いていたことになるが、ここではその判断を下すだけの史料の根拠を見出し得ない。

(16) R・シュターデルマン『一八四八年ドイツ革命史』創文社、一九七八年四月を参照。

(17) 幕末の政治過程の事件史的概観は、遠山茂樹『明治維新』同時代ライブラリー版・岩波書店・一九九五年一月（初版・一九五一年二月）、升味準之輔『日本政治史』第一巻「幕末維新、明治國家の成立」東京大學出版會・一九八八年三月、田中彰『開國と倒幕』『日本の歴史』第一五巻・集英社・一九九二年八月を参照。

(18) 『自伝』一八一―一八二頁。

(19) 『福沢諭吉全集』第二〇巻、岩波書店、一九六三年六月、三―六頁（以下、『全集』⑳と省略）。なお、引用は『福沢諭吉選集』第一巻・岩波書店・一九八〇年一月（以下、『選集』①と省略）による。

(20) 『選集』①、八八頁。

(21) 同右八九―九〇頁。

(22) 同右九〇―九一頁。

(23) 同右九一頁。

(24) 以下で検討する福沢の建白書の文中に彦根・高田兩藩兵敗走について言及しており（『選集』①、九六頁を参照）、それ以後のものであるとみられる。なお、第二次幕長戦争の経過は、東京大學史料編纂所編『維新史料綱要』卷六・東京大學出版會・一九八三年一月（初版は一九四三年三月）を参照。

(25) 『全集』⑳、六一―一一頁。

(26) 『選集』①、九二―九三頁。

- (27) 同右九三〜九四頁。  
 (28) ・(29) ・(30) ・(31) 同右九四頁。  
 (32) 岩波書店編集部編『近代日本総合年表』第三版、岩波書店、一九九一年二月、二八頁を参照。  
 (33) アーネスト・サトウ『外交官の見た明治維新』上、岩波文庫、一九六〇年九月、一九七〜一九八頁。  
 (34) 『選集』①、九四〜九五頁。  
 (35) ・(36) 同右九五頁。  
 (37) 同右九四頁。  
 (38) 『自伝』一八五〜一八六頁。  
 (39) 『選集』①、九五〜九六頁。  
 (40) 同右九六頁。  
 (41) 『自伝』では、文久三(一八六三)年六月、師の緒方洪庵の葬儀で村田蔵六に会い、その攘夷家ぶりに驚いたと回想している(一五六〜一五七頁を参照)。長州藩の軍制改革については、田中彰『高杉晋作と奇兵隊』岩波新書・一九八五年一〇月を参照。  
 (42) 前掲『近代日本総合年表』二二頁を参照。  
 (43) 『選集』①、九六頁。  
 (44) 同右九六〜九七頁。  
 (45) ・(46) 同右九七頁。  
 (47) 神田孝平「農商弁」(本庄栄治郎『神田孝平―研究と資料―』経済史研究会、一九七三年一月、七七〜八四頁)を参照。  
 (48) 加藤弘之『鄰艸』(吉野作造編『明治文化全集』第七卷「政治篇」、日本評論社、一九二九年一月所収)、九頁。なお、以下、同書からの引用において文中の合字はすべて解して表記する。  
 (49) ・(50) 同右一一頁。  
 (51) 『選集』①、九八頁。  
 (52) 『全集』及び『選集』の校訂にあたった富田正文は、両書

- にはほぼ同文の次の注記を付している(『全集』②〇・一一頁、『選集』①・九八頁、引用は後者による)。  
 この文書には別に尾佐竹猛所蔵のもう一つ写本があり、それは幕府の外国方関係筋で作られた写本と覚しく、右の文末の「昨八月中より」以下に、昨八月中より書き記した『西洋事情』と題する一本を写させて添付するから御覧願いたいという意味の文言が記されてあった。惜しいことに尾佐竹本は戦災により失われ、今は見る由もないが、その『西洋事情』とは『福沢諭吉全集』第十九巻一七六ページに収めた写本『西洋事情』のことであろう。  
 (53) 九六〜九七頁。  
 (54) 藤村通『明治財政確立過程の研究』増補版、中央大学出版社、一九六八年六月を参照。  
 (55) 『全集』⑱、一九六二年一月、一七六〜二〇四頁。  
 (56) 富田前掲書、上、二六三〜二六四頁を参照。  
 (57) 同右一七六〜一七七頁。  
 (58) 『全集』①、一九五八年十二月、二七五〜三八二頁。  
 (59) 『選集』①、一〇三〜一〇五頁を参照。  
 (60) 『全集』⑱、一八一頁。  
 (61) 同右一七七頁。  
 (62) 『選集』①、一〇二頁を参照。  
 (63) 同右一〇三頁を参照。  
 (64) 『全集』⑱、一七七〜一七八頁。  
 (65) 同右一七八頁。  
 (66) 同右一七九頁。  
 (67) 同右一八〇〜一八一頁。  
 (68) 同右一八一頁。  
 (69) 同右一八一〜一八二頁。  
 (70) 同右一八二頁。  
 (71) 『選集』①、一〇一頁。

(72) 同右一〇〇頁。

(73) 同右一〇〇〜一〇一頁。

(74) 同右九二頁。

(75) 同右一九六〜一九七頁。

(76) 加藤弘之『鄰艸』(吉野作造編『明治文化全集』第七卷「政治篇」、日本評論社、一九二九年一月所収)、六頁。なお、

引用文中の合字は解して表記した(以下同様)。

(77) 『選集』①、一〇二頁。

(78) ・(79) 同右一〇三頁。

(80) ・(81) 同右一九九頁。

(82) 加藤は『鄰艸』でこう述べている(九頁)。

尤も万民同権の政体は一國中君臣尊卑の別を立てず、唯  
有識才徳の士上に立て暗昧愚蒙の下を治むる者なれば、  
其公明なることは此政体の右に出る者あらず

また、加藤は、理想の政体である万民同権のアメリカで何  
故、南北戦争のような内乱がおこっているのか、という問い  
をたてて、こう答えている(一三頁)。

足下の花旗国は万民同権の政体にてありながら近頃国乱  
生して已に南北の兩部に分れ、今仍戦争の鎮まらざるは  
怪しむべきことなりと云はるゝは一理なきにしもあらず  
と雖とも、是れ則上に説くが如く万民皆権を同ふする政  
体なる故、朝廷にて其威権を以て下民の説を破ること能  
はざるより起りし者にして、其起因を尋れば元来今度大  
統領に拔擢せられたる林徑と云へる人頗る賢良の人にて  
花旗の南部諸州の人奴僕を買て之を苛酷に使役するを甚  
だ天心に戻ることとして、以後は此事を嚴禁して可なる  
べしと云ふ説を起せしに、南方にて数多の奴僕を買ひ入  
れて常に之を使役する諸人は之を使役することを禁ぜら  
るゝときは大いに其活計の妨げとなる故、甚だ此林徑の  
公平なる説を拒て之に服せず、夫より南部諸州漸く北部

と不和を生じて遂に争乱を起せしなり。されども是れは  
南部人の説甚だ天心に戻る者にして、唯己れが利を謀り  
て真に国家万民の利を顧みざる説と云ふべく、林徑の説  
は実に公明寛仁の説といふべき者なり。

南北戦争は文久元(一八六一)年四月に起こっており、『鄰  
艸』はその年末に著わされている。そこで、加藤は、南北戦  
争の原因を論じて、万民同権なるが故に国民間の意見の相違  
を政府が抑圧しないところから起こったと説いている。また、  
その争点が、大統領に当選したリンカーンの奴隷解放を主張  
する「公平」ないし「公明寛仁の説」と、奴隷を酷使してき  
た南部の「国家万民の利を顧みざる説」との対立にあると紹  
介している。その上で、南部はいずれ敗れるにちがいないと  
予想し、また仮に独立を維持したとしても、そのためには奴隷  
を自ら解放せざるを得ないだろう、との見通しを述べている  
(一三〜一四頁)。

されども今は所謂人盛にして天に勝つの時節なるべけれ  
ば、大欲無道なる南部人一旦は勝利を得ることもあるべ  
けれども、又天定て人に勝つの時節必来る者なれば決し  
て南部人の其欲志を遂げ得べきの理なし、又近來の新報  
紙を見るに南部の奴僕南部人の不仁を悪み、林徑の仁徳  
を慕て漸く、北部に奔るよしなれば、南部人の決して永  
く独立すること能はざるは明かなり。故に僕が考る所に  
ては南部人は年を経ずして復た北部人に降りて初めの如  
く合衆部に入るを冀はんこと決して疑ふべからず、但若  
永く独立をなさんと欲せば必奴僕を廢するに非れば、決  
して其志を遂ぐることは明かなり。

ここにみられる「時節」、「天」と「人」の葛藤、「仁徳」の  
勝利といった判断基準は、やはり儒教的発想に依拠したもの  
とみてよからう。その意味ではたしかに、ここでの加藤の言  
説は、植手通有のように儒教的民本主義と特徴づけることも



できよう(「明治啓蒙思想の形成とその脆弱性——西周と加藤弘之を中心として」(同編『西周 加藤弘之』日本の名著第三四巻・中央公論社・一九七一年二月、のち同『日本近代思想の形成』岩波書店・一九七四年三月所収)を参照)。しかし、その一方で、北部への奴隷の逃亡の動きをあげ、民衆の支持を得られない国家の存立は困難であり、また翻って、国家の存立をはかるならば、民衆の支持を調達しなければならぬことも指摘している。仮に儒教的民本主義と称するならば、ここでの言説は「儒教」よりも、「民本主義」にアクセントをおいて理解しておくべきではなからうか。けだし、加藤の結論は左の如し(一四頁)。

故に万民同権の国にては其乱れ易きの理あれども、亦之が為めに却りて国政公明寛大に移るの理あり。何分君主握権の国にては朝廷威を蔽にして下民の権を奪ふが故に、容易に乱れずと雖とも、若し一旦乱るゝに至るときは再び決して恢復すること能はざるなり。

「下民の権」の有無がもう一つの判断基準をなしていることもまた、見落すわけはいかないのである。当時の一般の言説が儒教的発想のパラダイムに拘束されており、加藤もその例外ではなかったことを認めた上で、その思想的個性をどう特徴づけるかの問題がここにはあると言えよう。

- (83) 『選集』①、二一六頁。
- (84) 同右一九九頁。
- (85) 注(82)の引用文を参照。
- (86) 『選集』①、二〇〇頁。
- (87) 同右二〇〇〜二〇一頁。
- (88) 同右二〇一頁。
- (89) 同右一〇三頁。
- (90) 同右一〇三〜一〇四頁。
- (91) 『鄰艸』八頁。

- (92) 『選集』①、一〇四頁。

(93) 加藤弘之『立憲政体略』(前掲『明治文化全集』第七巻所収)は四章からなり、政体総論・上下同治・万民共治に続く第四章は「国民公私二権」と題され、そこで国民の私権として自由権が論じられている。なお、これについては、前掲拙稿「加藤弘之の立憲政体提議」を参照。

- (94) ・(95)・(96)・(97) 『選集』①、一〇四頁。
- (98) 同右一〇五頁。
- (99) 同右一〇四頁。
- (100) 同右一〇四〜一〇五頁。
- (101) ・(102) 同右二二二頁。
- (103) 同右二二三〜二二四頁。
- (104) 同右二二五〜二二九頁を参照。
- (105) 同右二〇五〜二〇六頁。
- (106) 同右二〇六頁。
- (107) ・(108)・(109) 同右二〇二頁。
- (110) 同右二一六頁。
- (111) 同右一九八〜一九九頁。
- (112) 『全集』⑭・一九六一年一月・三一頁、『選集』⑬・一九八一年一月・二九頁。
- (113) 丸山前掲論文、三三〇頁。
- (114) 松尾正人『維新政権』吉川弘文館、一九九五年九月を参照。(一九九六年九月二二日稿了)